東上野四・五丁目地区地区計画の都市計画手続きについて

1.経緯

平成28年3月 「東上野四・五丁目地区まちづくりガイドライン」策定

平成 30 年 6 月 1 日 都市計画審議会 素案報告

平成 30 年 6 月 15 日 交通対策・地区整備特別委員会 素案報告

平成 30 年 7 月 29,30 日 素案説明会

2. 素案説明会

開催日時

第 1 回:平成 30 年 7 月 29 日(日)午前 10 時 区役所 1001 会議室 第 2 回:平成 30 年 7 月 30 日(月)午後 7 時 区役所 1002 会議室

参加人数

第1回:40名

第2回:19名

主な意見

- (1) A-1 地区の開発について
 - ・具体的な整備イメージやスケジュールを示してほしい
- (2)帰宅困難者支援について
 - ・A-1 地区の開発の中で受け皿を作ってほしい
- (3) A-2 地区西側道路について
 - ・拡幅の時期を示してほしい
- (4)B地区東西方向道路の歩行空間拡充について
 - ・新たに壁面の位置の制限を指定する際には、事前に計画を示してほしい

3.原案について(別紙1、別紙2参照)

<主な事項>

土地利用の方針

- ・区域を A-1・A-2・A-3・B 地区に区分し、それぞれの土地利用を明確化 地区施設
- ・公共公益施設へのアプローチ道路の拡幅(区画道路1号・2号)

建築物等の用途の制限

【A地区全域】

- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項及び第9項 に該当する性風俗関連特殊営業
- ・倉庫業を営む倉庫
- ・ガソリンスタンド

【A-1・A-2 地区の 1 階、A-3 地区の昭和通り、浅草通りに面する 1 階部分】

- ・住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿(共用部分、駐輪場、駐車場を除く) 壁面の位置の制限
- ・拡幅を行う区画道路1号及び区画道路2号沿いに2m壁面後退の制限
- ・区道下第 170 号線の区役所沿いに 4m壁面後退の制限

壁面後退区域における工作物の設置の制限

- ・壁面後退した部分に、歩行者の通行を妨げる工作物の設置を制限 建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限
- ・建築物の色彩や屋外広告物の形態、意匠を街並みの景観に調和したものとする

4.今後のスケジュール(予定)

平成 30 年 10 月 下旬 都市計画法第 16 条に基づく原案の説明会及び

公告縦覧(2週間) 意見書の受付(3週間)

12月 中旬 都市計画法第19条に基づく都知事協議

平成31年1月~2月 都市計画法第17条に基づく案の公告縦覧(2週間)

意見書の受付(2週間)

2月 都市計画審議会付議・答申

平成 31 年第 2 回定例会 建築制限条例改正